

箱根町開かれた議会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の確保等)

第2条 議長は可能な限り多くの者が傍聴できるように、傍聴席の確保等に努めなければならない。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴章の交付及び返還)

第4条 傍聴章は、会議開催日ごとに交付する。

2 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴人の責務)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害、示威的行為及び他の傍聴者の迷惑となる行為をしてはならない。

(議案資料の提供等)

第7条 議長は、傍聴人に議案の審議に用いる資料を提供又は貸出しを行い、町民の議会傍聴の向上に努めなければならない。

(写真、ビデオ撮影及び録音の自由)

第8条 傍聴人は、事前の許可を必要とせずに、傍聴席において写真、ビデオ等の撮影及び録音（以下「撮影等」という。）をすることができるものとする。

2 議長は、撮影等が議事の妨げになっていると認めるとき、又は他の傍聴人に迷惑を及ぼしていると認めるときは、撮影等の方法の変更を求め、これに従わない場合は、撮影等を禁止することができる。

(秘密会の退場)

第 9 条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第 10 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 11 条 傍聴人がこの規則に違反したときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴の促進等)

第 12 条 議長は、町民の議会傍聴の促進を図るため、傍聴環境の整備を行うとともに、傍聴意欲の高揚に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(箱根町議会傍聴規則の廃止)

2 箱根町議会傍聴規則(昭和 62 年箱根町議会規則第 2 号)は、廃止する。